

戸籍法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外七名発議）（参第六号）要旨

本法律案は、子の出生に伴う戸籍に関する事務の処理において、出生の届出に係る届書に嫡出である子と嫡出でない子の別を記載させることは不可欠でないことに鑑み、嫡出でない子の権利の保護を図る観点から、当該届書の記載事項から嫡出である子又は嫡出でない子の別を削除するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 出生届書の記載事項の改正

戸籍法の規定中出生届書の記載事項から嫡出子又は嫡出でない子の別を削除する。

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 死産の届出に関する規程中死産届書の記載事項から嫡出子又は嫡出でない子の別を削除する。